

- 1 会議名 議会運営委員会
2 日時 平成28年7月14日(木)
開会 午前10時
閉会 午前11時31分
3 場所 正・副議長応接室
4 出席議員 (委員長)梅村 均、(副委員長)堀 巖
櫻井伸賢、相原俊一、木村冬樹、宮川 隆
須藤智子議長、相原俊一副議長
5 欠席議員 なし
6 説明員 議会事務局主事 坪内裕紀
7 委員長あいさつ
8 議長あいさつ
9 協議事項

(1) 個人情報に配慮した取扱いについて

別添資料をもとに協議を行った。

梅村委員長：市長から提出されるものは今までどおりにする。

木村委員：傍聴者にも同じものを配り、返却してもらい、複写は禁止とする。提案の時は、名前も発言せず、市内在住の個人として住所及び氏名は発言しない。ただし、附属機関の委員の選任同意等については、氏名のみ読み上げる。あとは、ホームページに掲載する場合には、マスキングすると記載されている。

梅村委員長：読み上げは市内在住の個人だったか。

木村委員：今までは、名前は言っていた。住所は言わないことにした。

例えば、事故による損害賠償の額の決定等である。

須藤議長：以前は、住所も言っていた。

木村委員：以前は言っていたが、言わないことになっている。

梅村委員長：議案書には記載されるが、個人情報については住所を読み上げない。附属機関だけは、氏名を読み上げる。

木村委員：契約の相手方は報告しなければならないが、代表者の氏名まで言わないのではないか。会社名まででよいのではないか。

梅村委員長：附属機関の委員は、氏名までで従来どおり。和解、損害賠償の額の決定も変更になったため、氏名のみ・・・。

木村委員：契約の締結、財産の交換、和解等は下線の部分は個人情報であるため、発言しない。特定できないように、市内在住の個人や市外在住の個人と発言してもらおうというのが行政課長の案である。

堀副委員長：附属機関の委員は非常勤特別職の公務員のため、どうして氏名だけなのか理由が必要である。区長名簿は、住所及び氏名を記載して公開している。

梅村委員長：特に、権利及び利益を害する可能性がなければ発言してもよいということである。

木村委員：結論の部分にあるように、附属機関の委員の選任同意等の議案以外は個人情報を発言しないと確認して、附属機関の委員については氏名を発言するのは理由が必要である。それについては行政課長と確認したほうがよいと考える。また、そのときにホームページに公開する議案についても附属機関の委員の生年月日及び住所のうち町名以下をマスキングする理由も確認したほうがよい。

堀副委員長：それと関連して、事故を起こした職員の住所及び氏名を載せることになったが、そうすると公務員としての位置づけの非常勤特別職の公務員と事故を起こした職員の個人情報の取扱いがなぜ違うのかが関係してくると考える。

梅村委員長：職員は、所属と氏名のみ載せ、住所までは載せない。

堀副委員長：その辺の理屈であり、何か聞いているのか。

梅村委員長：特には聞いていない。議案書には記載されていて、発言するときに全部読み上げない。

木村委員：いずれにしても、執行機関側とも協議が必要であるので今日決定することは難しい。行政課長がいる場で、意見交換しながら協議したほうがよいと考える。

梅村委員長：この件は、行政課長とも話をして、もう一度行う。

木村委員：今、出た意見は行政課長にも正副委員長の方で伝えてもらってほしい。（了承）

梅村委員長：傍聴者の資料は、現在でも返却してもらおうようにはなっているのか。

議会事務局主事：なっています。

木村委員：コピーをとってほしいという申出はあるのか。

議会事務局主事：私の記憶では、そのような申出はありませんでした。

梅村委員長：個人情報を本当に隠すなら、配布する前から消さなければ、おかしいと考える。

議会事務局主事：今まで、財産の交換などで相手方が会社であった場合にはホームページに掲載する議案はマスキング等を行っていません。今後は、一定配慮を行うことになるのでしょうか。

梅村委員長：法人であった場合には、配慮は行わない。しかし、会社の代表者だった場合には配慮が必要ではないか。

議会事務局主事：代表者の名前をマスキング等するということですか。

梅村委員長：そのとおりである。

議会事務局主事：会社の代表者名であれば、よいと考えてマスキング等を行っていませんでした。

梅村委員長：わかった。そのことについても行政課と協議を行う。

 請願についてであるが、今は請願者の氏名及び住所を読み上げている。

木村委員：申出があれば、非公開にすることができるということである。

梅村委員長：配布はするが、ホームページに掲載するときは非公開としている自治体もある。今までに被害もないと思うが、どうか。

議会事務局主事：今までも会議録等で請願者の住所を非公開にしたことはありません。また、録画配信についても請願者の住所を非公開にするための編集も行っていません。

櫻井委員：請願を提出する際に、請願者に公開することを説明し、同意を求めているのか。

議会事務局主事：それも行っていません。

堀副委員長：私は、個人的に武蔵野市の取扱いがよいのではないかと考える。

梅村委員長：会議録にも掲載されることからもおそらく読み上げていると思う。

木村委員：インターネット上にその人の住所等がずっと残るものについては申出があれば非公開とすることができるようにしてはどうか。

梅村委員長：その運用でよいと考える。請願については、これまでどおりとして、提出する際に申出があれば、インターネットでは非公開にできる配慮をする。

木村委員：広報委員会ではホームページリニューアルに併せて、請願をもっとわかりやすくすることを話し合っているので、その中で、そういう文言を入れていくことが必要であると考えている。

梅村委員長：新たに市民参加で、何か出てきたら随時、話をして決めていきたいと思う。(了承)

(2) 議会事務局人事評価について

梅村委員長：このことについての資料はないが、どうしていくべきか。

須藤議長：これからは、事務局職員の評価は議長が行うのか。

堀副委員長：東京都福生市が行っているのので、そこを参考にすればよいと考える。議会事務局が資料を揃えていないのかはわからないが、そのことは去年の一般質問でも聞いている。

梅村委員長：市長がやっていたものが、議長になった。

須藤議長：今までは、正副議長がみるのは局長の評価であった。

堀副委員長：平成 28 年度から議会事務局の全員職員に変わった。

議会事務局主事：違います。局長は正副議長が評価し、統括主査は 1 次評価者が議会事務局長、2 次評価者が副議長となります。主査以下の職員は、1 次評価者が統括主査、2 次評価者が議会事務局長となります。

堀副委員長：統括主査以上は、議員が関係していることになる。

梅村委員長：どうするか。

堀副委員長：一般的には議長と副議長が執務室にいるのかが影響してくる。塚本議員曰く、自分の時は午前 9 時から午後 4 時までいたとのこと。私が、局長であったときの松浦さんは午前 10 時から午後 3 時までであったため、事務局長の評価ができたと考える。何時まで執務室にいるのかもきちんとしておかなければならない。

須藤議長：用事があるときは抜けるが、午前 10 時から午後 5 時までである。

堀副委員長：やはり、評価の規定が必要ではないか。

梅村委員長：執行機関も何もないのか。

木村委員：執行機関にはある。それを正副議長へレクチャーして、それで初めて評価者ではないか。評価する以上は、研修を受けないといけない。やはり、資料がないというのはわからない。

堀副委員長：議会事務局の職員評価について聞きたいので、秘書企画課長に来てもらえないか。

議会事務局主事：わかりました。

堀副委員長：今回、一般質問するに当たって、秘書企画課長からヒアリングをある程度行った。概略的には、まだ本庁部分の評価者研修も実施できていないという実情であるので、これからである。しかし、平成 28 年度は始まっているので、少し後手に回ってしまっている。要綱上は、「議長、副議長が、」になるが、人事と同じで他の議員の意見も

聞きながらになると思う。

梅村委員長：システムが必要なのか。

堀副委員長：必要である。一般質問でも述べたが、目標管理制度との連動が大きい目標管理制度もある程度理解しておかなければならない。議会事務局の目標管理制度は今までは総務部長や副市長が査定者になっていたが、本来であれば、二元代表制として議長や副議長の議会側で評価すべきである。

議会事務局主事：本日、秘書企画課長は、実施計画のヒアリングで午前中はいないそうです。秘書企画課の職員には、議会運営委員会で、話がされていることは伝えました。

堀副委員長：担当者は、わからないのか。

木村委員：目標管理制度は、個人の年度目標を設定して、それを達成したかなど評価するものであるが、正副議長が年度初めに局長を面接して実施しなければならないのではないのか。一般の民間企業ではあまりない。

櫻井委員：民間企業にもある。株式会社は売り上げが設定しやすく、期末には数字が出るので、計測しやすい。これが、公務員に当てはまるかはわからないが、例えば、プロジェクトを設定し、達成させること等になるのではないのか。

梅村委員長：そういうこともやらないといけないのか。

堀副委員長：やらなければならない。

梅村委員長：執行機関は、面接して行っているということか。

堀副委員長：議会事務局長も面接を行っている。

宮川議員：今までの職員の評価の基準の中に、目標達成もあると思うが、民間では人間性や協調性等の割合もあるが、どうか。

堀副委員長：当然ある。目標管理制度とは別に10項目の人物評価としての判断力などがある。それを自己で評価して、第一次評価者がそれも見て、自己評価は3であるが、2が適当であると判断したりする。最終的には、自己評価は加味されない。第1次評価者と第2次評価者の点数の平均を出し、A B C D Eで相対的にランク付けをしてボーナスに差をつける。

須藤議長：項目を複数に分かれていて、本人が自己評価を行い、正副議長で評価することはすでに行った。

堀副委員長：評価者研修は、もう受けたのか。

須藤議長：まだ受けていない。ただ、部長から説明を受けただけである。

堀副委員長：やり方が乱暴ではないか。

木村委員：それで、評価されてしまうのはよいのか。

梅村委員長：始まっている部分もあるのか。

堀副委員長：もともとは、副市長と市長が議会事務局長の評価を行っていたが、それはおかしいので、今年度からは、正副議長が評価を行う。

梅村委員長：今年度からということは、年度が終わってからに評価するのではないのか。

堀副委員長：半期ごとに評価を行う。6月の一時金に評価が反映されているので、大きいことである。

木村委員：その人の生涯賃金に関わることであるが、研修も受けていない人が評価を行い、ボーナスの額が決定されることは、大変なことである。これは、秘書企画課長に聞かなければならないことである。

梅村委員長：まずは、執行機関が行っていることを踏襲し、導入しなければならない。

須藤議長：正副議長も研修を受けるのか。

櫻井委員：評価をする以上は、執行機関側と同じ物差しで評価をしなければならないと考える。

堀副委員長：例えば、人物評価にならない、客観的に見るためにはどうすればよいのかなどがある。半年ごとの評価であるので、人物評価ではない。特に局長は能力があるから局長になったので、議会事務局の目標の達成度で半年ごとの一時金が算定されるようにしなければならない。

宮川議員：逆に言えば、「部下の評価＝局長の評価」ということにもなる。やらせていないのならば、その人も能力がないということである。

木村委員：下からの評価などもあり、360度から評価されることは難しい。

堀副委員長：個人的に言えば、正副議長が点数を付ける最終的な決定権を持っているが、その前に全員協議会などでみんなの意見を聞きながら、やるのが理想であると思う。

須藤議長：それを全員に諮るのか。

相原副議長：個人情報もあるので、ありえないと考える。

堀副委員長：個人情報とはどういうことか。

相原副議長：言えること、言えないことがある。局長に対して、議員個人が資料の請求などの依頼することもある。

堀副委員長：言われている意味がわからない。正副議長が評価をするわ

けだが。

相原副議長：全体の中で、諮ると堀副委員長は言ったが、それはおかしい。

堀副委員長：では、個々にということか。

相原副議長：個々とはいわず、会派ごとなどである。個々の議員に1人ずつでは大変であるが、全員協議会の場ではおかしい。

須藤議長：私は、評価は正副議長の任されていると判断して行った。

堀副委員長：木村委員が、先ほど360度評価と言ったが、これは一般職でいうと部下からの評価である。全員協議会の場は、ふさわしくないかもしれないが、評価については、たくさんの意見を聞くことが大切である。

梅村委員長：評価に当たり、どれくらいの項目があるのかはわからないが、たくさんの議員に聞いたほうがよい項目があるかもしれない。

須藤議長：議員に聞くということならば、議会運営委員会の場で聞いたら、まだわかる。しかし、全員に聞くのは収拾がつかなくなると考える。

宮川議員：最終評価は正副議長であると思う。何人かは今までも評価したことがある経験者はいると思うが、今言われているのはどういうラインで評価していくのかということである。ルール決めの部分であるとする。全てを全員で決めるのは正しいのか、もしくは、全員協議会の場で一つの項目について1人ずつに投げかけ評価するのが正しいのか。ルールを決めて、誰もが納得できる尺度を決めようという話である。

堀副委員長：やはり、制度的にも正副議長のみで評価を決めるのは、まずいと考える。

宮川議員：人が少なく、密室で協議すれば、どこの世界でも好き嫌いがなくても、外からはそのように見られることがあるため、それは排除したい。そのために、議会としてステップを踏んでいくのかという話であると思う。

木村委員：目標管理制度についても15人の中には知らない人もいる。評価の仕方や面接がどのように行われているのか、人物評価がどのようなものであるのかについてなど全然わからない。これでは議論のしようがないと考える。一時金に反映されるのは課長以上であるのか。

堀副委員長：平成27年度まではそうであった。

木村委員：今年度からは全職員が対象となるというのもわからなかった。

一時金に反映されるのであれば、安易に評価などできない。きちんと学ばないといけない。

堀副委員長：今回、一般質問で時間が足りなくて、言えなかったが、本当に精度が高いシステムができるまでは、差をつけるべきではないと考えている。

木村委員：私もそう思う。

議会事務局主事：秘書企画課長及びグループ長は不在とのことであり、担当に話を聞きました。去年に行われた評価者研修の資料があるとのことなので、委員の人数分いただけることになりました。後日、秘書企画課長の話を聞くということで、よろしくお願いします。（了承）

また、今年度の評価者研修は8月を予定しているとのことでした。

宮川議員：数週間の間で過去半年分くらいの業務、ましてや前の業務について議長が評価できるのかが疑問である。市役所職員の中で、その辺の取り決めがあるのか。

木村委員：研修会が8月に行われるのに、すでに夏の一時金の部分の評価が行われているのは理解しがたい。そのようなことを職員はよく許していると思う。

梅村委員長：ある程度できたから、だいたいで行えると判断したのではないか。

堀副委員長：だいたいで行うのはおかしい。

宮川議員：乗務員では、名古屋乗務区というところは、現場の人間だけで700人いて、それを16人で評価を協議している。欠勤の具合などを審査して、賃金に影響している。

木村委員：民間企業は、一時金だけではなく、賃金や昇格に影響している。

梅村委員長：議長は、この制度が導入されることで、どのようになるのかの説明は受けていないのか。

須藤議長：局長からではなく、総務部長から聞いている。

宮川議員：こういう基準で行う等の説明をされた。

須藤議長：説明は受けたが、研修は受けていない。8月に行われる研修を受けなければならないが、研修の連絡は受けていない。

梅村委員長：議会で決めて、行ってほしいというスタンスなのか。

須藤議長：何もわからないので、職員の研修を受けないと議会で決めて、行うのは無理である。

梅村委員長：そのとおりであるが、その連絡がなかった。それさえも黙

っていたら、受けられなかったことになる。

宮川議員：岩倉市と違い、愛知県など大きいところでは、議会局に入るとなかなか動かない。職員の採用は、あくまでも市長部局であり、本当に独立して議会だけの職員の評価をどうするのか、職員全体の位置づけを考えなければならない。

木村委員：まずは、現状ある資料をもらって、秘書企画課長からの説明を受けるべきである。

梅村委員長：今、執行機関がどうあるか理解して、議会としてやるべきことをやる。

木村委員：今年度決まっていることすら、わからない。

議会事務局主事：ただいま、秘書企画課長のヒアリングが終わったとの連絡を受けましたが、後日でよろしいでしょうか。

梅村委員長：後日でよい。議会の内部でも調整をしたい。

(3) 事務局職員増員について

梅村委員長：この項目については、議会基本条例推進協議会でも事務局の機能強化として課題に上がっている。まず、会議録の作成等の議事の事務量について算出されているのか。

須藤議長：局長からは算出したと聞いている。算出の結果は、増員には当たらないとのことである。

議会事務局主事：局長より、平成 27 年度の委員会の会議録の作成時間を算出するように言われました。会議録の作成には、早い人でも会議時間の 3 倍の時間がかかるということで、計算した結果は約 300 時間でした。委員会の時間数の合計は 74 時間でした。これを 4 倍で計算しました。

宮川議員：増員要請を行うに当たって、300 時間もかかったのはよいが、何に対してどのように時間が増えたのかの比較対象はあるのか。

議会事務局主事：一人増員しようと思うと、前年度より 1000 時間時間外が増えることが、一つの目安であるとのことです。

梅村委員長：市長からは、2000 時間の増加した場合には一人増員すると聞いている。

須藤議長：2000 時間には及ばなかった。

議会事務局主事：比較ではありませんが、会議録の作成業務を一つ取ると 300 時間かかるということですよ。

宮川議員：当然、会議に出ている時間も必要になる。

議会事務局主事：そのとおりです。会議時間も含めると 370～380 時間かかります。

梅村委員長：中途半端である。2000 時間に達しない場合は、残業してやる、または外部への委託などのほかの方法を考えろということか。

議会事務局主事：そのような意味合いはあると思います。一人を増員するための基準としての 2000 時間です。

宮川議員：正規職員を増員する場合の基準である。季節的や業務の作業的なものであれば、それは対応ができる。業務として正規職員を増員するためには、2000 時間ないと増やせないと説明を受けた。

梅村委員長：会議録で 300 時間であるが、今後発生するホームページの作成などの時間の見込みはあるのか。

議会事務局主事：算出は行っていません。

梅村委員長：算出しにくいとは思いますが、他に行っているところで聞いてみるなどして算出できないか。

宮川議員：協働推進課の広報情報グループの業務をベースに考えて議会のホームページを作成する時間を計算すればよい。

議会事務局主事：今回は、議事録作成の時間の算出することを局長から指示されたので、他のものの時間は出していません。

宮川議員：議会事務局の業務はそれだけではない。

堀副委員長：以前、局長は職員の増員は必要ないと、報告をしている。

宮川議員：局長にも局長としての意見があったと考える。客観的にどのくらいの時間が必要かを調べ、現在の職員の仕事量が多いのか、少ないのか、適切なのかがわかる。

梅村委員長：会議録の作成に 300 時間かかるのはわかったので、それ以外の業務にかかる時間を算出してほしい。

議会事務局主事：議会事務局の全職員の業務の時間ですか。

堀副委員長：これから加わる業務の時間を含めて。

議会事務局主事：協働推進課の広報情報グループのホームページの業務を参考にします。

宮川議員：このようなことも先読みしながら今後はやってほしい。

堀副委員長：議会図書の実態も今まではできていなかったもので、今後何時間かかるのかも算出すること。

須藤議長：現状を見ていると、残業もあまりしていない。委員会委員長報告も作成されている。

木村委員：議会基本条例に書かれていることを議員だけが目指すのでは

なく、議会事務局も目指さなければならない。第4条の議会の責務と活動原則では、市の条例、規則の検証を行うとあるが、これについても事務局が果たす役割は大きいと考える。全部の条例を見直して、おかしいと思うところは議会の方から条例改正の提案を行うなどが目指す方向であると考えている。

須藤議長：それだけの能力をもった職員が事務局にいるかどうかである。

梅村委員長：政策提案や他市の事例を調査してもらいたい。他の政策提案を行っている事務局に話を聞いてほしい。

木村委員：議員提出議案も意見書だけではない。理念条例を作ることも議会としては行うこともあり得る。そういうことを考えると先進的なところを研究すると果てしなく業務が広がる。

議会事務局主事：どこと比べるのかにもよると思いますが、他の市は課やグループがあります。

須藤議長：まず、人数が違う。

議会事務局主事：岩倉市とは違い議事と庶務が課やグループに分かれています。庶務の中に政策立案を担当する職員がいる市もあります。岩倉市は、4人で議事を行って、4人で庶務を行うことがあります。

堀副委員長：言われたことをやるだけならば、今のままでいいと思う。

議会事務局主事：議会事務局からも議員へ提案していくとなると、現状ではよくないということですか。

堀副委員長：議会事務局ではなく、議会局という考え方にならなければならない。

梅村委員長：先進的なことをやろうとしているので、新しく取り組むことを含めて考えてほしい。

梅村委員長：増員については、事務局と確認しながら整理する。(了承)

(4) その他

・ 請願について

須藤議長：請願人から紹介議員を探すのはハードルが高いため、請願人が請願趣旨を議員全員の前で説明して、それに賛同してくれる議員が紹介議員になるシステムにしてはどうか、また、会派ごとに順番を決めて、紹介議員になるシステムにならないのかと提案があった。

宮川議員：全員協議会の場などで説明したいということか。

須藤議長：そのとおりである。

宮川議員：もし、そうするのであれば受付の締切も考えないといけない。

須藤議長：それがよいのかどうかである。

梅村委員長：請願人が、議員全員に説明できる場を作るかどうかであるが、今までは請願者が会派回って説明を行っていた。

木村委員：会派2つで説明を一緒に聞くことはあったが、場の設定の問題であるため、3会派合同で説明を聞くなど可能な部分はある。

宮川議員：事務局では、どのような案内を行っているのか。

議会事務局主事：基本的には、議員名簿を渡して、直接議員に連絡を取ってもらうように案内しています。場の設定は行っていません。

宮川議員：陳情と請願の違いの説明は行っているのか。

議会事務局主事：請願を提出されたいという方には、紹介議員が1名以上必要なことは伝えます。

宮川議員：それは相手が請願というものの位置づけを知っているという前提ではないか。

議会事務局主事：〇〇〇という意見があり、国に伝えるため岩倉市として、できることがあるという・・・

宮川議員：私たちの立ち位置としては、請願や陳情の願意をどのように具現化していくのかであるため、請願と陳情の取り扱いは変わってくる。提出者の願意をどのように具現化するのかの道しるべは、最初の入り口の事務局で説明は行う必要性はあるのかもしれない。

梅村委員長：請願については、各自治体でそれぞれ取り決めて扱っていると考える。

宮川議員：表面上は、区別していない市議会もある。実際には、全然違う。

梅村委員長：議会基本条例でいくと「市民による政策提案として位置づけるとともに、審議においては提出者に意見を聞く機会を設けるものとする。」とある。

須藤議長：提出については、地方自治法に書いてあるとおりに扱っている。

梅村委員長：議案説明会の日には請願者に説明の場を設けるとしても時間は制限しなければならない。その説明だけで紹介議員になるのは現実にと考えると難しい。その説明を受けて、話し合いを行い、どうかという流れになる。

宮川議員：事前に文書をもらい、説明を受けて、紹介議員になるという手続きを踏むことになる。

梅村委員長：請願は、熟慮して政策提案的なものであるため、なんでも

ということにはならないが、市民から請願の提出が少しでも増えることはよいと考える。

木村委員：これまでも2つの会派や3つの会派で聞いた実績はある。毎年、請願を出している団体は早くから各会派を回り、説明し、請願の文章についても意見を聞いて変更している。制度として、請願趣旨の説明を受ける場を設けることは、今のところは必要ないのではないか。しかし、請願者として、一つひとつの会派を回るのは困難であり、まとめて聞いてほしいという要望があれば、議長に申し出て議長が各会派に打診をして集まれる会派は集まるという形で柔軟に行うのがよいのではないか。

須藤議長：ルール化はしないということか。

木村委員：さまざまなことが考えられる。世間を騒がせるような事件が起こり、それに対する請願を提出したいという場合は、急を要することもある。

堀副委員長：私は、市民側からすると各会派を回るのは非効率であるということとはよくわかる。もし、全員協議会までに間に合うようにできているのであれば、全員協議会の場で説明をできる制度を作るのはかろうであると考えます。

木村委員：私も、全員協議会で説明したいという市民がいれば、説明してもらえばよいと思う。

梅村委員長：全員協議会に限らず、議員が集まる機会があればそこで説明してもらおうのはどうか。

堀副委員長：毎月行っているのです、やはり全員協議会がよいのではないかと。

梅村委員長：その方がわかりやすい。

須藤議長：ルール化はできないということなのか。

堀副委員長：そこだけはルール化してはどうか。

木村委員：そういうこともできますという範囲としてはどうか。

梅村委員長：制度を作って、それしかできないというのはいけないと考える。

梅村委員長：一度、議会基本条例推進協議会で諮った方がよいか。

木村委員：申し合わせ事項としておいて、ホームページに請願のページを作るので、個人情報等の件も含めて、注意書きとして、「毎月、全員協議会が開催されるので、そこで説明することもできます。」という一文を記載するのはどうか。

梅村委員長：木村委員の提案でやってみてはどうか。

須藤議長：請願者には、そのように回答をしておく。

- ・提出された請願書及び陳情書の取り扱いについて

須藤議長より、別添資料をもとに説明が行われた。

木村委員：請願書及び陳情書を取り扱うにしても、9月議会になるので今日決める必要まではないと思うが、どうか。ただ、警告書についての請願は、本文が陳情となっているが気になる。

堀副委員長：内容が、平成26年度のものであるので、執行機関側で対応してもらいたい。

梅村委員長：執行機関側には窓口がないのか。

木村委員：どのような行為が不当行為に当たるのかについては、執行機関側のものである。

堀副委員長：しっかりと回答されていないということなのか。

須藤議長：回答はされているとあった。

木村委員：条例ではない。

須藤議長：要綱である。要綱の第2条第3項第3号に該当するとある。

堀副委員長：市長名での回答文にある第2条第3項第3号は文章がおかしい。これには該当するが、不当要求行為は、何かを要求することである。乱暴な言葉使い等に該当すると仮定しても、自らの自己要求の実現を図る行為ではないと不当要求行為とはいわない。なので、どの部分が不当要求行為に当たるのかの回答がほしいということである。この警告文は間違っていると思う。

木村委員：第2条第2項のどれに当たるのかということであると思う。

第3項は手段について規定しているもので、行為についての規定は第2項であるので、第2項のどれに当たるのかの回答はしなければならない。

須藤議長：市の方からの回答がないから議会に持って来たのではないか。

木村委員：個人情報に関わるものを議会で扱うことについて、難しい。

執行機関側も、どこまで本人の情報を議会に伝えるのか判断はとても難しいと考える。

須藤議長：以前もあった。

木村委員：個人情報に議員だからといって安易には教えることはできない。

堀副委員長：不当要求行為等特別委員会で協議されているので、一度そ

ここに意見聴取してはどうか。基本的には、これは執行機関側で対応すべき案件ではないか。

木村委員：議会としては、本人にきちんと回答するようというしかできない。その内容を調査することまで入ると個人情報まで入ってしまう。

須藤議長：同じような趣旨の請願については、一度説明をしてもらうか。

梅村委員長：することは構わない。

堀副委員長：陳情の中に、はぐらかされた回答しかもらえないというものがあるが、「市は関与しないため・・・」という回答は適切ではないのではないかと。市長は公約として掲げているので、これを個人の問題とし、市として関与しないのは公人として適切ではない。しかし、議会としては、この回答ではいけないというくらいしかできない。

梅村委員長：この問題は、代表質問でも取り扱っている問題であり、それには回答がされている。

堀副委員長：市民の代表である議員に質問では回答をして、一市民として質問が来たら、市として関与しないというのはいけない。

木村委員：しかも、課長名での回答であり、これはおかしい。

宮川議員：代表質問は市長自ら回答しているのか。

木村委員：している。

梅村委員長：時期が来たら、議員の誰かが質問するのではないかと。

木村委員：市長任期で代表質問を行うことが、もうできないが、一般質問で行うことは問題ないと思うが。これまでも、決算や予算で市長は答弁していた。改めて、質問する必要があるかもしれない。

梅村委員長：やめて1年は猶予があるため、その間に検討するのでないかと。

櫻井委員：これは付託先が、おそらくだが、総務・産業建設常任委員会なるのか。

木村委員：そのとおりである。

陳情の趣旨はわかるので、誰かが一般質問で聞いてもいいのかもしれない。そうすれば、この陳情の趣旨は反映されたことになる。

堀副委員長：議会として、執行機関側を改めさせることは必要ではないかと。

木村委員：この回答の仕方は、明らかにおかしい。

須藤議長：これは委員会に送付するのか。

梅村委員長：これは送付する。

堀副委員長：市民の声の要綱が資料として必要であると考えている。

木村委員：あて先ではないところが答えるのはどうかと思う。要綱を確認したい。

議会事務局主事：全議員に配布しますか。

須藤議長：これらの請願書及び陳情書も付けた方がよい。

須藤議長：黒川議員に対する陳情はどうするか。

堀副委員長：これは事務局として、公職選挙法に抵触するのかは調べたのか。

議会事務局主事：調べていません。

堀副委員長：まずは、調べなければいけないのではないか。抵触しないのであれば、陳情として受ける必要がない。

須藤議長：もし、これが公職選挙法に抵触する場合には黒川議員より文書をもらうのか。委員会に送付してからもらうのか。

木村委員：公職選挙法上、問題があるのかを明確にする必要があるので、今日はできない。今度の議会運営委員会にて報告してもらう。議員としても調べておく。

堀副委員長：「届け出る必要がないからです。」と回答があったことの事実確認はしたのか。確認する必要があると思うが。

須藤議長：黒川議員からは、陳情者からは連絡もないと確認した。

櫻井委員：公職選挙法上は、政治団体は届け出しなくてもやってもよいはずである。私は、以前に、政治活動するのに政治団体はいるのかどうか聞いたことがあるが、いらないと回答をもらった。政治的な発言をする人が必ず政治団体を持っているかといえば、そんなことはない。駅前で、政治的な意見を言うのに政治団体はいるのかといえばいない。

須藤議長：後援会の入会はできるのか。

木村委員：政党でいうと、政党で機関紙を発行しているので、その号外という形で紹介しますという報道形式で行っている。これは法律上に抵触しないやり方であると考ええる。無所属の場合には、どうなのかという思いがある。

須藤議長：一度、調べなければならない。

木村委員：一度、根拠を調べよう。

櫻井委員：ただ、権利能力のない団体はたくさんある。

梅村委員：これについては、調査を行ってから、もう一度協議する。(了承)

10 その他
特になし。

梅村委員長：次回は、7月26日（火）午前10時からとする。（了承）